

○厚生労働省告示第三百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月一日から適用する。

令和三年十月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。			難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。		
一 〓 三百三十三（略）			一 〓 三百三十三（略）		
三百三十四 脳クレーチン欠乏症候群			（新設）		
三百三十五 ネフロン癆 ^{ろう}			（新設）		
三百三十六 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）			（新設）		
三百三十七 ホモシスチン尿症			（新設）		
三百三十八 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症			（新設）		